

鳥取県告示第 745 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、琴浦町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 9 月 4 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
赤碕都市計画下水道 赤碕公共下水道
東伯都市計画下水道 東伯公共下水道
- 2 縦覧場所
鳥取県生活環境部景観まちづくり課 鳥取市東町一丁目220